

天 皇 ～ 万 世 一 系 の 護 持 ～

2 年 H 組 1 番 猫 の 毛

目次

序文	．．． 2 頁
最長最古の王朝	．．． 2 頁
代数表記	．．． 3 頁
年号	．．． 3 頁
践阼・授禪・即位と皇太子・皇太孫	．．． 3 頁
吉野朝時代南北正閏論	．．． 4 頁
女性女系天皇是非	．．． 7 頁
結文	．．． 14 頁
参考文献	．．． 14 頁
巻末附録 天皇家皇位継承図	．．． 15 頁



<序文>

天皇陛下^{すめらみこと}の統ぶる國皇國日本^{すめらみくにのひのもと}に生まれし私は、恥づ可き事に中學生と成る迄我が國の皇室制度に就きて良く知らなかつた。幸ひに爲て日教組の洗脳を受くる事の無かつた私は、陛下と歴代天皇家の畏る可き其の偉大さを知り、唯唯敬服爲る已矣であつたが、斯の度総合學習の場を借り、皇室制度に就きて今一度調べ、未だ至らなき點多く有れど、現時點にて知りし事皆に知らしめたく、今回此のテーマ「天皇」を撰んだ（本稿では、制度上の地位と爲ての「天皇」、^{おくりな}諡と爲ての「天皇」、現在即位爲れてゐらつしやる今上陛下への呼稱と爲ての「天皇」を特に分かぬが、凡て至高の敬意を拂つてゐる事を強調しておく）。今回は副題を「萬世一系の護持」と爲、天皇の中でも特に、皇統の危機に就いて2つの論題を設け、論ず。本文中、不敬と取らるる表記有るやも知れぬが、私は皇族の皆様に対し大いなる畏敬の念を抱いてゐるので、其の點注意爲れたし。なほ、本章「序文」と最終章「結文」は我が國の誇る傳統に則つた正假名遣ひで書くが、他の章は時間と読み易さを鑑み、凡て現代假名遣ひと新字を用ゐる。（假名遣ひや漢字には細心の注意を拂ふが、萬一時は御容赦願ひたい。）

<最長最古の王朝>

日本神話に則れば、我が国は現代に至る迄125代の天皇を戴いており、世界的に見ても最長の王朝である。例えば、4000年の歴史などと持て囃される支那に於ては、^か夏、殷などの古代王朝はもとより、始皇帝の秦や隋、唐が次々滅び、最近の王朝たる清は僅か300年の歴史しか無い。現存する王家では欧州最古と言われるデンマークのグリュクスブルク家は、同じくデンマーク王たるオルデنبルク家の流れを汲むが、そのオルデنبルク家を開いたクリスチャン1世の生まれは1448年（足利義政^{よしまさ}が室町幕府8代将軍に任ぜられる一年前、第102代後花園天皇の御世）である。この他、987年（あの^{ていし}定子や^{しやうし}彰子を後に持つ第66代一条天皇の御世）に始まるフランスのカペー朝は、その支流で現在にまで続くスペイン・ブルボン家を勘定に入れると云う苦しい見方をしても、

高々1000年余りの歴史である（更にカペー朝をロベール朝にまで遡らせたとしても、65年間しか遡れない）。欠史八代ほか幾ら歴史を否定しても、我が国の天皇家が最長最古の王朝である事は自明である。

<代数表記>

我が国は、現在に至る迄125代の天皇を戴いてきたとされる。しかし、これは明治大正以降の考え方であり、それまでは、現在とは異なった数え方をしてきた。例えば明治3年（1870年）までは、神宮皇后（第14代仲哀天皇の皇后、第15代^{おうじん}応神天皇の母）は旧15代天皇であるとされていたし、逆に第38代天智天皇の子である第39代弘文天皇（大友皇子）は天皇でなかったとされていた（学説上は、即位していなかった説が濃厚であり、現在でも高校用日本史教科書では「大友皇子」の表記しか無い）。この様に、明治3年に天皇の再認定がなされ、ある方は天皇から除かれ、またある方は天皇位に含まれるようになったのである。その後、明治44年（1911年）に明治天皇の勅令で南朝2代が正統な天皇とされ、従来の旧96代～旧100代の北朝帝が正統から外れた。さらに大正15年（1926年）、即位の是非について意見が分かれていた^{ゆたなり}寛成親王についても即位を認め、第98代長慶天皇とされた。これをもって、現在云われる125代の天皇がようやく確定された。

本稿では、現在公式に数えられる125代の天皇については原則、それぞれ初出時に「第〇〇代△△天皇」と記述し、かつて天皇に数えられた方については、「旧〇〇代△△天皇」と記述する事とする。また、北朝帝については、「旧〇〇代北朝第□代△△天皇」と記述する。

<年号>

明治5年太政官布告第337号「改暦ノ布告」に基づき、我が国は従来の太陰太陽暦による天保^{じんいん}壬寅元暦を廃し、明治5年12月3日を明治6年1月1日とする太陽暦たるグレゴリオ暦（厳密にはユリウス暦によって閏年を置く特殊なグレゴリオ暦）を導入したが、本稿に於て元号と西暦を併記したところは、太陰暦を太陽暦に改めた後の換算である場合と、機械的な変換によった場合がある。その為、年末年始に於ては必ずしも正確な年代でない可能性がある。

また、改元のあった時は、その改元日を挟んで元号を改めたが、箇所によっては年頭より次の元号が用いられている場合がある。

そもそも本来であれば、元号若しくは神武天皇即位暦を用いるべきであるが、理解のし易さを優先する為、西暦を用いた。

<踐阼・受禪・即位と皇太子・皇太孫>

本来これら3つの言葉は別の事を指す。すなわち、踐阼は先帝の崩御に伴い皇位に即く事、受禪は先帝の譲位に伴い皇位に即く事、即位は踐阼・受禪の後に行われる即位の大礼

を指す。よって厳密に言えば、これら3つは別の事を謂うわけだが、戦後内閣法制局は、総て即位の語に纏め、他の語を抹殺した。これらを使い分ける事が重要であるのだが、今回は、本稿に於ては特に必要な場合を除き、総て即位と表現した。

ところで、皇太子という言葉は、単に皇長子を指し示すのではない。皇太子とは、次帝として指名された皇子を指すのである。そして、皇太子となる事を立太子すると謂う。なお、皇孫が指名された時は、皇太孫と謂う。

<吉野朝時代南北正閏論>

吉野朝時代は、史上唯一、2人の天皇が同時に存在していた時代である。この時、皇統は二つに分かれ、二つの王朝が成立してしまう虞があった。そこで、皇統の危機であった吉野朝時代について解説する。

寛元4年（1246年）第88代後嵯峨天皇が譲位した後、皇位継承を巡り持明院統（北朝）と大覚寺統（南朝）が対立していた（厳密には、北朝は持明院統の旧96代北朝初代光厳天皇から第100代（旧101代）北朝第6代後小松天皇までの6代を、南朝は大覚寺統の第96代後醍醐天皇から第99代後亀山天皇までの4代を指すが、本稿では便宜上「持明院統＝北朝」「大覚寺統＝南朝」として記す場合がある）。これは、院政を敷いていた後嵯峨上皇が、自身の皇子の内、兄である第89代後深草天皇（持明院統）を差し置き、弟の第90代亀山天皇（大覚寺統）の子孫が皇位を継ぐよう遺言して崩御した事に始まる。

後嵯峨天皇は寛元4年（1246年）皇子久仁親王（後深草天皇）に譲位した後、文応元年（1260年）後深草天皇の異母弟恒仁親王（亀山天皇）に譲位させた。この譲位の際、後嵯峨上皇は亀山天皇の皇子世仁親王を皇太子とした為、文永11年（1274年）に世仁親王は第91代後宇多天皇として即位し、亀山上皇による院政が開始される。

この事に不満を持った後深草上皇ら持明院統の一派は、鎌倉幕府に働きかけを行い、これにより、弘安10年（1287年）後深草上皇の皇子熙仁親王（第92代伏見天皇）への譲位が実現した。ただし、熙仁親王は建治元年（1275年）に大覚寺統亀山上皇の猶子となった事によって親王宣下、立太子している。

持明院統伏見天皇が即位する1年前の弘安9年（1286年）大覚寺統後宇多天皇の皇子邦治王（後の第94代後二条天皇）も親王宣下しており、これらの事から、大覚寺統亀山院政下にて持明院統伏見天皇が即位し、その後を大覚寺統の後二条天皇が継ぐ。と云う事が念頭に置かれていたと推定される。

しかしその意図に反し、伏見天皇の即位後、治天の地位は持明院統に移動、後深草院政が開始された（後深草上皇は正応3年（1290年）に出家し法皇となるが、院政の停止は名ばかりで、実際はその後も政治への関与が続いた）。

持明院統伏見天皇は産まれたばかりである自身の皇子胤仁親王（後の第93代後伏見天皇）を皇太子とし、永仁6年（1298年）に譲位したが、これにより、大覚寺統の反発を買い、今度は大覚寺統による対鎌倉幕府工作が行われた。工作の結果、持明院統後伏見天皇は即位3年で大覚寺統後宇多上皇の皇子邦治親王（後二条天皇）へ譲位させられる事になる。

後二条天皇へ譲位された事により、大覚寺統の後宇多院政が開始されたが、両者の対立に際し、鎌倉幕府は両統迭立（約10年ごとに皇位を交互継承する事）とし、持明院統後伏見上皇の弟^{とみひと}富仁親王（後の第95代花園天皇）を後伏見上皇の猶子として、大覚寺統後二条天皇の次帝となるべく立太子させた（弟を兄の猶子としたのは、後伏見花園兄弟による新たな皇統の分裂を防ぐ為とされる）。

徳治3年（1308年）大覚寺統後二条天皇は在位7年の後崩御し、持明院統花園天皇へ位が移され、伏見院政が復活した。ここで皇太子に立てられたのは後二条天皇の皇子^{くになが}邦良親王ではなく弟^{たかはる}尊治親王（後の第96代後醍醐天皇）であった。これは、邦良親王が幼く病弱であったからだと言われている。

しかし、尊治親王は花園天皇より9歳も年上であった為異例であり、邦良親王の成長と共に皇統の再分裂が危惧され始めた。そこで両人の直系血族である大覚寺統の後宇多法皇は、「花園天皇（持明院統）→尊治親王（大覚寺統）→邦良親王（大覚寺統）→（持明院統）」とする意思を明確にした。これは両統迭立に反するが、花園天皇の先代である後二条天皇が7年間の在位であり、10年交代という原則からやや少ない点を挙げ、鎌倉幕府にこれを認めさせた。

即位から10年後の^{ぶんぽう}文保2年（1318年）約束どおり持明院統花園天皇から大覚寺統後宇多院政の下、後醍醐天皇へ譲位され、この時邦良親王も立太子した。

大覚寺統後醍醐天皇は「皇位は後醍醐天皇から兄後二条天皇の皇子邦良親王に譲り、後醍醐天皇の子孫には伝えない」という父後宇多法皇の意思に背き、院政を停止、皇位継承に干渉する鎌倉幕府の打倒を計画した。これは、大覚寺統の早期一本化を目指す父後宇多法皇と中継ぎに甘んじない子後醍醐天皇の対立を示す。ただし、院政の停止は後醍醐天皇の強制ではなく後宇多法皇の意向であるとも言われており、定かでない。

後宇多法皇崩御後、邦良親王は叔父後醍醐天皇に譲位を行わせるべく、鎌倉幕府へ伺いを立てていた。また、持明院統も、邦良親王即位後に後伏見天皇の皇子^{かずひと}量仁親王（後の北朝初代光厳天皇）を皇太子とする事を条件に、この動きを支持していた。

自身の子孫に皇位を伝えたい後醍醐天皇は、邦良親王や持明院統、かような皇位継承を決めた鎌倉幕府に対し激しく反発、^{しょうちゅう}正中元年（1324年）に幕府倒幕を企てる。これが有名な正中の変である。しかし、六波羅探題がそれを事前に察知、密議参加者は討伐され、また或いは流刑となった。

正中の変失敗後、より強固に譲位を迫られた後醍醐天皇は、これを拒否し、未だ膠着状態が続いていた。そんな最中、正中3年（1326年）邦良親王が突如27歳の若さで^{こうきよ}薨去してしまう。

後醍醐天皇は、処分を逃れた側近らと再び倒幕計画を進める。しかし、元弘元年（1331年）またも六波羅探題により計画は事前に発覚した。元弘の変である。

笠置山・赤坂城の戦いの後、後醍醐天皇は側近らと共に捕らえられ、討幕運動は鎮圧されてしまったかに見えた。後醍醐天皇の隠岐島への配流により、鎌倉幕府は持明院統後伏見上皇の皇子光厳天皇を即位させ、元号を^{しょうけい}正慶と改めさせた。

しかし、後醍醐天皇派の楠木^{まさしげ}正成らは、潜伏して機会をうかがっていた。元弘2年／正慶元年、千早城での挙兵を皮切りに、再び戦いが始まった。幕府は大軍を差し向け、楠木

正成以外の後醍醐天皇派を降伏させたものの、楠木正成だけは倒せなかった。この報せは各地に伝わり、倒幕の機運が高まっていった。

このような状況を見て、閏2月（太陰暦に於ては、約3年に一度、1年が13ヶ月の年（閏年）がある。この年に挿入される月の事を閏月と謂い、閏2月とは2月の次に挿入される3月の前月の事である）、後醍醐天皇は隠岐島を脱出、統幕の綸旨（天皇の命令を直接伝える文書。後醍醐天皇はこれを絶対的なものと見做し多用するが、かえって価値が損なわれたとされる）を天下へ発した。

鎌倉幕府は、足利高氏（後の尊氏）らを援兵として送るが、4月、ここで足利高氏が叛旗を翻し、突如、六波羅探題を攻め落とす。京都を制圧された北条仲時ら六波羅探題の一族郎党は東国へ逃れんとするも、結局5月に自刃する。また、これにより、持明院統の後伏見上皇、その弟の花園上皇、同統で北朝帝の光厳天皇が捕らえられた。

この後もやや戦があるが、直接天皇には関わらないので割愛する。ただし、結果として、後醍醐天皇の討幕運動は遂に成功を見た事は強調しておく。

元弘3年／正慶2年（1333年）後醍醐天皇は京都へ帰還し、正慶の元号を廃止し、元弘の元号を復活させ、光厳天皇の全てを否定し、念願であった天皇親政である建武の中興を開始する。しかし、結論から言えば、これは失敗に終わった。建武の中興によって後醍醐天皇は多くの新たな事を行うが、事を急ぎ過ぎ、また、光厳帝の廃位による問題なども起因し、更に武家の離反も多く、建武政権は瓦解していった。

足利尊氏は、後醍醐天皇を無視する行動を取るようになり、建武2年（1335年）遂に後醍醐天皇は尊氏追討を命ずる。だが、これに勝利したのは足利であり、足利軍は建武3年（1336年）に入京する。後醍醐天皇は比叡山へ逃れ、一時的な駆逐も見せるが、ついに実らず、足利尊氏によって光厳上皇が奉じられ入京、ここに建武政権の2年半に渡る歴史は短くも幕を下ろした。

入京した尊氏は光厳上皇の弟旧97代北朝第2代光明天皇を即位させ、ここに北朝が成立した。11月、後醍醐天皇は比叡山を降りて足利方と和睦、光明天皇に三種の神器を渡し、名実ともに北朝が正統となる。しかし12月、後醍醐天皇は京都を脱し吉野へ逃れ、吉野朝廷（南朝）を成立させる。そして、先に光明天皇に渡した神器は偽器であり、自身が正統な天皇であると宣言した。

ここに、以後約60年に渡って続く吉野朝時代が到来したわけである。

吉野朝時代は、元中9年／明德3年（1392年）の南北合一によって終わりを迎えるのであるが、この間は特筆すべき点も無いので、要点だけ掻い摘んで説明するに留めたい。

吉野朝時代は、途中南朝が優勢に立ち、北朝を一時解体に追い込んだ事もあった。正平一統である。南朝を裏切った足利尊氏が南朝に降伏した事によるもので、年号が北朝の観応2年から南朝の正平6年に統一された。更に、旧98代北朝第3代崇光上皇は南朝に連れ去られ、南朝後醍醐天皇が偽器であるとした北朝の三種の神器も南朝に接收され、北朝はその存在基盤を失い、旧99代北朝第4代後光厳天皇以後神器無き即位が続いた。結局は統一案が破棄されるのであるが、一時は吉野陥落によって滅亡寸前にまで追い込まれた南朝にとっては、良き延命措置となった。

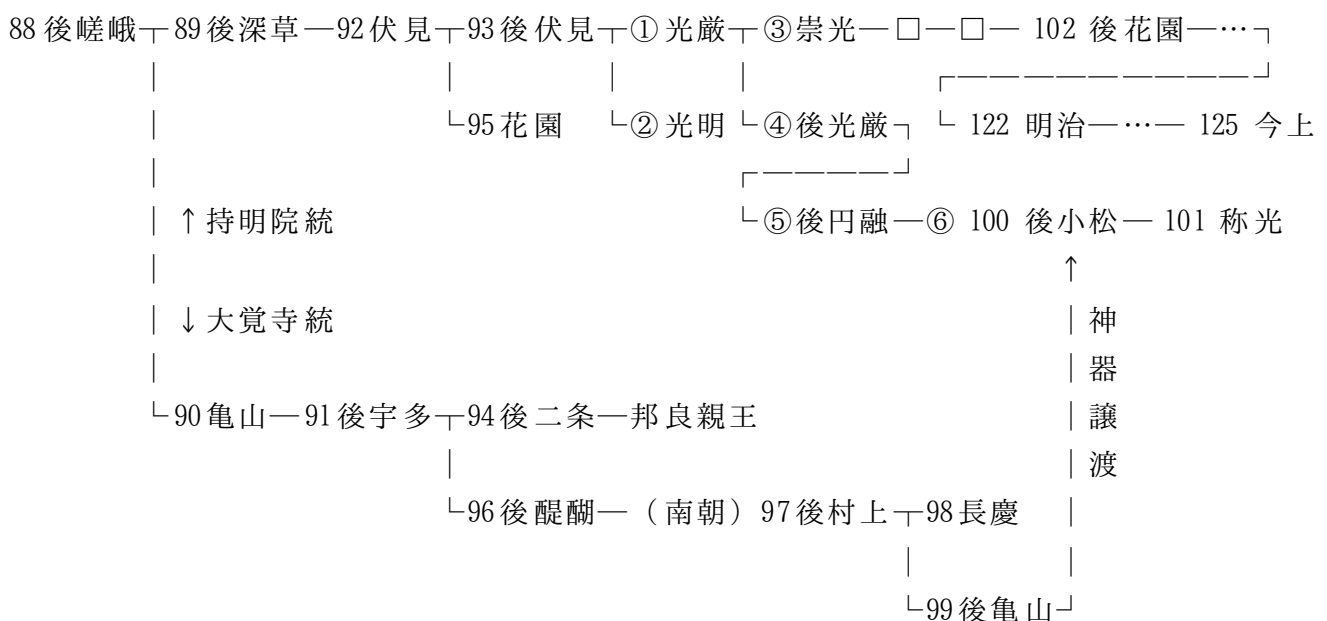
だが、北朝を擁立した足利尊氏が開いた室町幕府の権力は次第に強大なものとなり、北朝側優勢の流れが固まりつつあった。

元中9年／明徳3年（1392年）南朝帝の第99代後亀山天皇は、皇位の両統迭立などを条件に、京都へ赴き、大覚寺にて北朝帝の第100代北朝第6代後小松天皇と会見、神器を譲渡し、南朝が解消される形で南北合一が成立した。

しかし、南朝の公家は殆ど公家社会へ復帰できず、また、両統迭立の原則も悉く反故された。特に、第101代称光天皇に嫡子が居なかった際は、わざわざ4代上の北朝初代光厳上皇まで遡り、そこから更に4代下った後花園天皇が第102代として即位している。この称光天皇と後花園天皇は実に8親等も離れており、大覚寺統（南朝系）を排除せしめんとする意図が明らかである。

この持明院統（北朝系）の行動に対し、大覚寺統の後胤や遺臣らは、朝廷や幕府に対する反抗を15世紀後半まで続け、後南朝といわれた。

明治44年（1911年）持明院統（北朝系）の明治天皇は、大日本史（徳川光圀ら著）の記述等を根拠として三種の神器を伝えていた南朝を正統と勅裁される（現代では北帝初代光厳天皇乃至3代崇光天皇は正統な神器を所有していたとみられる）。ただし、北朝の五帝についての祭祀は、なお従前の例による事とされた。それまでは、明治天皇にまで伝わる皇統が持明院統であったことから、北朝正統説が採られており、この時のような明治天皇の思い切った御聖断は将に明治聖帝と呼ばれる所以である。



※ 半角数字は現代に於ける代数、丸囲み数字は北朝に於ける代数

＜女性女系天皇是非＞

愛子内親王殿下の御降誕以後、左翼（特にマスメディアや日教組系教育者）とその洗脳を受けた愚民による女性天皇容認の声が高まっていった。（筆者の友人6名に女性と女系の違いについて説明した後、アンケートを取ったところ、女性天皇容認は6名と全員、女

系天皇家容認は5名、皇室制度廃止の賛成は2名であった。女系反対は「今までの男系が勿体無い」、皇室制度廃止の反対は「崇拜はしないが、（天皇が）居てくれる分にはいい」「どうしてもいいが、わざわざ廃止する必要は無い」×2「自衛隊の士気に関わる」との理由によるものであった。一方の賛成は、女性女系については男女平等論に拠るもので、皇室制度廃止については恐れ多くも天皇を不要と見做す向きがある事に拠る。）

皇室制度について全くの素人であった時の首相小泉純一郎は、彼の傀儡による「皇室典範に関する有識者会議」（座長はロボット工学を専門とする吉川弘之。座長代理は、共産党の学生組織「民青」で活動し、最近では共産党の公式テキスト「皇室法概論」を刊行した園部逸夫。その他、ジェンダーフリー論者で三笠若宮寛仁親王殿下を侮蔑した岩男寿美子、靖国参拝を批判した媚中派の経団連会長奥田碩などがメンバー）に女性女系両容認の案を纏めさせ、それを皇室典範改正によって実現せしめんとした（「憲法第2条に規定する“世襲”は女系への適用も可能である」との解釈によるものであるが、戦後統治下の宮内省に属し皇室典範改正担当者の高尾亮一氏によれば「世襲といふ概念は、伝統的歴史的観念であつて、世襲が行はれる各具体的場合によつてその内容を異にする……。女系といふことは、皇位の世襲の概念の中に含まれてゐないと云へる」との事である）。^{ひさひと}悠仁親王殿下の御降誕という天佑と伝統尊重派である安倍晋三首相の就任によつてこの決定は白紙に戻されたが、危うく、左翼念願の野望が達成されるところであった。

そこで現在最も議論の的となっている女性天皇・女系天皇の是非について論ずる。

そもそも現在は、天皇は男系男子でなくてはならない。これは憲法と同列かつ天皇家の家法であった皇室典範に定められている。

第1条 皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

旧典範第1条 大日本帝国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ継承ス

また憲法にも同様の規定がある。

憲法第2条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

帝国憲法第1条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

帝国憲法第2条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ拠リ皇男子孫之ヲ継承ス

それではまず、女性天皇と女系天皇の違いについてから始めたい。

女性天皇というのは、その名のとおりに、女性の天皇である。本稿では、特に男系女子の天皇としたい。

一方の女系天皇は、男女を問わない。では何が女なのかと言えば、それは血である。女系とはすなわち、女性側の血の繋がりであり、母方から皇の血を引き継いだ者（男女問わず）を女系皇族と呼ぶ。女系と呼ぶには、父親が元臣民である必要があり、父親が皇族である場合は、女系とは謂えない。

具体的に言えば、愛子内親王殿下は、男系の女性であられるが、愛子内親王殿下の子供は性別を問わず女系となる。

現在の皇室では、公式の発表に従えば、初代神武天皇と第125代今上陛下のY染色体は同一のものであるとされる。別の言い方をすれば、今上陛下の父親の父親の…父親は神武天皇である。これが男系継承の原則である。古代より世界各地にて、男系の相続は基本とされてきた。我が国では古来より「女性＝田、男性＝種」という考え方があったが、古

くより皇統の事を皇胤（「すめろぎのたね」の意）と言ってきたのは、常に皇統が男系によってきた事を示すものである。

世間では女性女系を混同し、「愛子さまが天皇になる」ぐらいにしか思っていない者が多い。しかし、これは大いに浅い考えである。女性天皇に反対すると、必ずと言って良いほど第33代推古天皇や第35代第37代皇極 齐明天皇（重祚 = 同じ方が2度皇位に就く事）に始まり、第117代後桜町天皇までの10代8名が出てくる。かつて女帝がいた、と。しかしこれらは皆中継ぎであり、そして絶対に女系の御子がない。やや込み入った話になるが、これら女帝について、第44代元正 天皇以外は皆、皇后又は帝の皇女である。元正天皇はどちらでもなく、母親が第43代元明天皇である為、一見すると女系であるかのように見えるが、父親は皇のY染色体を持つ草壁皇子であり、彼は天皇に準ずる皇太子であったので、女系とは言い難い。更に、天皇になられた皇女は、悉く皆独身を貫かれているのだ。実はここが重要な点である。右翼系論者も良く見逃す事であるが、女系天皇がいけないのではなく、そもそも女系皇族（父親が皇の血を持たない皇族）が居てはならないのである。つまり、「女性天皇は良いが、女系皇族はならない」の伝統である。

この原則に則れば、愛子内親王殿下も生涯独身を貫かれれば、天皇となる事が出来る。しかし現代に於て、愛子内親王殿下に子を産むなどと言えるか。否、それは世論が許さないであろう。ほぼ間違いなく、愛子内親王殿下の御子を望むに違いない。そして、その御子を次帝にしたいと騒ぐのだ。井上毅は曰う。「独処し給うことは是天理人情の至極せるものにあらず」。明治期より、女性皇族への生涯独身強要は、出来ないと考えられてきた。右翼論者には、女性容認女系反対という折衷論者が多いが、これは現代では不可能な事なのである。ではどうしたら良いかと言えば、愛子内親王殿下には御成婚と同時に皇族の身分を離脱していただき、臣籍降嫁していただくほかはない。これはつまり、女性天皇を容認しなければよいのである。

第12条 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

ここまでは、旧来の「女性天皇は良いが、女系皇族はならない」の伝統を守った上で、「女性天皇は現代に即さない」との見解を示した。

では、この原則を守らなければどうであるか。すなわち、女系皇族や女系天皇も容認してしまったらどうであるか。これは天皇史2600年の中でもかつて無い事であり、もはや我が国の皇室制度は一旦の終焉を見、新たな王朝が誕生すると言っても過言ではないが、どうしても左翼系の人間がうるさいので、解説する。

男系である必要が無ければ、愛子内親王殿下は天皇即位後、御結婚され、御子を産む事が出来る。そしてその子孫も天皇として代々即位し、我が国の皇統は再び安定期を迎える。これで万々歳である……

果たして、そんな絵空事が通用するとでも思っているのでしょうか。これを信じてしまうのが、右翼論者の抜けている所以なのである。

ここで左翼ら天皇制 廃止論者（天皇制とは、本来マルクス主義者による用語）のシナリオを見てみよう。第一段階は、女性天皇の容認である。これは現在、左右関係無く同調する者が多く、間もなく達成されてしまうステップである。第二段階は、女性天皇即位予定者への恫喝である。右翼を煽動し、突如「女性天皇は伝統に反する」との論を展開する。

活動的右翼を操り、又はそれに化ける事で、女性天皇即位予定者への暴言と暴力による即位妨害を行う。こうなれば、当然即位予定者は、即位を辞退する。この様な動乱期にあっては、他の皇族も即位辞退を示すに違いない。こうなればあとは左翼の思う壺である。皇族が悉く辞退すれば、天皇不在期が出来、結果天皇制 廃止にまで追い込める。（これは女性天皇容認でも実行し得るが、女性天皇のみの単独容認は不可能であると既に論破したので、ここでは女系天皇容認の項で述べた。）

この説を笑い飛ばすだろうか。それは非常に危険である。「即位辞退は憲法上禁止されている。」それは確かに正しい。だがしかし、左翼共は大真面目でこの案を粛々と実行へ移しつつあるのだ。先にも出てきた園部逸夫の意見を見てみよう。彼は、皇室典範から次の事を読み取れるらしい。

第3条 皇嗣に、精神若しくは身体の不治の重患があり、又は重大な事故があるときは、皇室会議の議により、前条に定める順序に従つて、皇位継承の順序を変えることができる。

「皇嗣が皇位の継承を拒否（辞退）するという意思表示を公の場で行った場合」を「重大な事故」に当たると解するのだ。皇嗣は、先帝が崩御なされた時、直ちに践阼なされる。これが代々天皇家のしきたりである。先帝の崩御後、急に皇位継承辞退などするものか。もとより皇位継承の気が無ければ、事前に天皇陛下へ相談し、皇太子を変更してもらっているのが筋ではないのか。つまり、園部らは、間髪入れずに践阼されるはずである皇嗣に対し、脅迫し皇位継承辞退の宣言をさせる気である。左翼侮る事勿かれ。フランス革命時の革命派暴徒を思い出すが良い。彼らは国王ルイ16世を脅迫し、多くの署名・宣言を強要し、そして用が済んだら首を切った。王殺しはロシア革命時にも見られ、この時も赤軍によってニコライ2世一家が皆殺しに合っている。

或いは、大々的な女系天皇容認のキャンペーンの後、女帝即位を歓迎するかも知れぬ。但し、女系天皇が即位された後に「伝統に反する。最早天皇制ではない。」などとほざき、皇室制度の廃止を声高に叫ぶであろう。

更に、宮家の問題もある。女系天皇を容認するとなると、女性皇族の下に臣民男子が婿に入る事になるので宮家創設は必至であるが、女性宮家は、2600年続く天皇史に類を見ない。女性宮家の創設は、戦後の典範改正担当者であった宮澤俊義が既に提唱しているが、彼に従えば「宮号は廃止」し、「皇族も一般国民と同じ氏を有する」事になる。これで、一体どこの誰が皇族と気付くのであろうか。氏とはそもそも天皇が臣下に下賜したものであり、皇族が持つものではない（厳密には氏＝苗字ではなく、一般臣民が名乗るのは大抵苗字である。氏を持つ者はその根拠からみても非常に少ない）。これは実質的な「宮家の一掃」に他ならない。このような皇室制度廃止へと結びつける左翼の戯言に耳を貸すべきでないのは自明であろう。

ところで、先日あの傀儡会議が提出した報告書には、女帝の夫たる者の名称が一切書かれていなかった。これは非常に奇妙である。女系天皇容認とはこれすなわち、女帝に夫が出来ると云う事なのである。がしかし、女性で言えば皇后に当たる名称は無く、また、女系実行にかかる一切の問題も書かれていなかった。これはつまり、あの傀儡会議が、端から愛子内親王殿下ほか女性皇族の御即位を前提としていない事を示しているのである。

更に、元臣民の夫を持つ女帝の危険性は、歴史を振り返っても明らかである。女帝第46代第48代皇謙称徳天皇（重祚）期に、道鏡という非皇族に皇室は蹂躪され、彼が天皇に即位しかけた時があった（皇謙称徳天皇が病を治した道鏡を寵愛し、法王にまで押し上げた時代なのだが、応神天皇を祀る宇佐八幡宮より、道鏡法王が皇位に就くよう御神託があったのである）。この時は和氣清麻呂^{わけのきよまさろ}によって真の御神託がもたらされ、皇統は保持されたのであったが、しかし、道鏡は皇謙称徳天皇の皇配（女帝^{empress regnant}の配偶者を皇配^{prince consort}と謂う。我が国では未だ一人たりとて居ない。参考までに、英語圏では、統治女王^{queen regnant}（≠王妃^{queen}）の配偶者たる王配^{prince consort}と皇配^{prince consort}は見てのとおりの同じ単語である。なお、王配^{prince consort}の例としては、英国ビクトリア女王陛下の夫アルバート殿下などがいらっしゃる）に近い存在であった。幸いにも、道鏡が現れたのは皇謙称徳天皇が44歳を過ぎられた後であった為、皇子皇女はお生まれにならなかった。ここで問題なのは、道鏡が政治的に大きな影響力を持ったという点である。女系を容認すれば、その夫は臣民から選出される事もある。そしてその臣民は、力を持ち、政治に容喙^{ようかい}し、皇統を断絶せしむる危険があるのだ。具体的に言おう。創価学会を見よ。財閥を見よ。我が国には、一国のトップすら凌ぐ相当の財力を持ち、又は支持者を持つ者達が居るのだ。（一応仏教徒とされる）創価学会員は神社参拝が出来ない。そして皇室は先祖が神と云う根っからの神道。皇配が伊勢神宮に行かないなど、見物極まれり。奈良時代に既に立証され、以後その影すら見せなかった危険な皇配の存在。それが今將に成立しようとしている。

ではここからは、現行の女帝禁止条項を左翼が反対する理由を説明していく。要は彼らは天皇制を廃止したいだけなのだが、ここでは彼らのタテマエを見ていく事にする。

まず、「法の下での平等」から「男女平等」を導き出し、女帝禁止が平等原則に反すると云う言説がある。これは憲法に規定される平等原則を根拠にしている。

憲法第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

だが残念なことに、法の下での平等は、「差別・区別されている者が多く居て、その者達は平等ではないけれども、それは止むを得ないので、せめて法だけはそれら差別・区別に関わり無く、等しいだけの法的保護を与えよう」と云う条項なのである。つまり、「差別・区別されている者達を、皆等しく同じ者に変える」と云う話ではないのだ。「男女平等原則に反するから女帝禁止は良くない」との声があるが、そもそも男女平等原則など存在しない。更に、憲法第14条の規定によって憲法第1条（…この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。という条項。日本国民の総意に基づかない限り、女帝容認は出来ない）や第2条が制限される筈がない。同じ憲法の中であるのだから、これらは互いに干渉しない。民主党の星川議員は「国民統合の象徴である天皇がまず憲法の男女平等にどうもそぐわない」と発言しているが、（仮に男女平等を認めたとしても）憲法第1条第2条はそれを超越する。ところで、法の下での平等には、1）立法に当たり既存権利享受者のそれを侵害しない事。2）当該権利未享受者が当該権利の平等な適用を要求している現実が存在する事。3）階級や所得、性別などの不平等や差異の存在に関し、その立法にて不平等や差異を平等化し、又は変化をもたらさない事。の3原則がある。この3原則は、例えば婦人参政権獲得の歴史を思い出せば明らかであろう。では、「皇位継承権」はこの3原則に則り、平等に女性皇族にも付与する事が出来るであろうか。否、それは出来ない。ま

ず、第1原則「既存権利享受者の権利侵害の禁止」についてだが、現に2600年間も男系皇族が皇位にあったと云う権利を侵害する。参政権は無限に生産出来るが、皇位は1つしかないので、男系皇族の皇位継承権を侵害している事になる。次に、第2原則「当該権利未享受者の当該権利平等適用要求の必要」についてだが、今現在、女性皇族の方からは、露ほどの皇位継承要望も無ければ、宮家創設要望も無い。最後に、第3原則「不平等・差異の平等化・変化の禁止」についてだが、女系天皇制は、「男系女子の御懐妊禁止原則」と云う伝統を破壊する（＝変化させる）。以上の事より、左翼が女帝禁止反対の根拠としている「法の下での平等」は、逆に女系天皇制導入を禁じている事が明らかとなった。最早自明であるが、敢えて言うておくと、「天皇制そのものが法の下での平等に反する」という愚論も、「法の下での平等は、平等是正を目指すものではなく、差異を是認した上で平等的措置を講ずる原則である」ので、ここで論破される。なお、余談だが、「男女平等」とはフランスの社会主義者にして重精神分裂病患者であったフーリエが考案したもので、男女が同じ作業服を着、家族無きファランステール（数千人規模の共同生活建造物）に閉じ込められ、女性は悉く男性に合わせられる（化粧品や生理用品など、男性が使わない物は不要とされ、存在しない）世界の事である。

また、女帝賛成者の多くが、欧州の王政を挙げる。すなわち、英国の君主はエリザベス2世（女王）である、と。しかしこれは、王政と帝政の差を認識していないと言わざるを得ない。欧州の王政は、土地や農民を所有する事から始まった。そしてその王位継承は、財産相続に関わるものであった。であるからして、血が繋がってさえいれば良かった。しかし、我が国の皇室制度はそうでない。我が国日本では、男系を家の基本とした。井上毅曰く「欧羅巴ならば源姓と称へながら源姓の人も女系の縁にて皇位を嗣ぐこと当然なりと明らむるなり。欧羅巴の女系の説を採用して我が典憲とせんならば序でに姓を易ふことをも採用あるべきか。最も恐きことに思はるるなり。女系の内親王より出たる皇孫ならば更に是れより甚だし」（仮訳：ヨーロッパでは夫の姓を名乗りながらも妻の血統をもって王位を継げる。我が国でヨーロッパのような女系制度を導入したら、やはり易姓（王朝がかわる事）も採用するのだろう。これは最も恐ろしい事に思える。女系天皇の皇女が皇位に就くとなれば、（更に王朝がかわる事になるので）それはより酷い事だ）である。世界で最も歴史ある皇室を、欧州追従して変革し、解体してはならない。再び井上毅の言葉を借りれば、「政事法律百般の事は^{ことごと}く欧羅巴に模擬すること可なり。皇室継統の事は祖宗の大憲の在るあり。決して欧羅巴に模擬すべきに非ず」。彼は、女系天皇に別王朝の誕生を見た。これまた明治期、既に否定されている女帝を、平成の世に認めて良いのだろうか。

先ほどエリザベス2世の名前が出てきた。せっかくなので、彼女の正式な称号を紹介しよう。*Her Majesty Elizabeth the Second, By the Grace of God of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and of Her Other Realms and Territories Queen, Head of the Commonwealth, Defender of the Faith*（神の恩寵に於て、大ブリテン島及びアイルランド島北部の連合王国並びにその他の王国と領土の女王、英連邦の元首、信仰の擁護者にあらせられるエリザベス2世陛下）である。驚いたであろうか。しかし、エリザベス2世は、この他15の王国に於て異なる称号を持つのである。果たして、我が国の天皇が、このような称号を未だかつて持った事があつただろうか。今、今上陛下にこのような称号――例えば「万世一系神の皇子孫であらせられ、皇祖皇宗より受け継ぎし霊

位を堅持し、古くは大八洲^{すめらみくに}皇国 大日本国を神託に基づき統治さるる最も尊^{たつと}き陛下」などの称号を与える旨立法を企ててみよ。右翼ですら躊躇するに違いない。しかし、あの英国ではそれが当たり前なのである。さて、しかし実は、ここで重要なのはその点でない。お気づきになられたであろうか。英国女王の称号の中に、^{神の恩寵} Grace of God, ^{信仰の擁護者} Defender of the Faith と云う文言が入っているのだ。どう見ても、キリスト教の影響を受けている。我が国では「憲法の政教分離原則」などと云う戯言によって、天皇の神社参拝すらままならず、挙句天皇制自体廃止させられかけているのである。そもそも政教分離原則など、一体どこに書かれているのであろうか。

憲法第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

憲法第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

これを見て、「政治からの宗教の分離と云う政教分離原則」が定められていると読んだ者は、日教組による洗脳がめでたく浸透していると言える。まず訊きたい。憲法のどこに「政教分離」の文言があるのか。小嶋和司氏は、「憲法上の規定する話でなく、論者が思考の便のために設定した観念に過ぎない」と指摘している。これら規定は、「国が特定の宗教を優先してはならない」「国家はあらゆる宗教を尊重する」「国民はあらゆる宗教を信じる信教の自由を持つ」と云う規定である。「国家や国会議員、天皇は、宗教色のある活動を禁止される」と云う規定ではない。宗教に対し否定的な原則なのではなく、宗教を最高位に肯定する原則なのだ。マルクス主義的「宗教は阿片」の考えに基づくものでない事は、日本国憲法の成り立ちから見ても明らかである。日本国憲法は、大東亜戦争終結後進駐して来た連合^G国軍最高司令官総司令部^Hの指導の下、作られた。では連合^G国を見てみれば、英国の国王の称号は紹介したとおりであるし、そもそも英国の標語は^{神と私の権利} Dieu et mon droit である。更に、米国に至っては標語が^{我ら神を信ず} In God We Trust である。日本国憲法を作ったと謂える連合^G国の代表者一米英は、どう見ても宗教国家なのだ。と云う事はつまり、日本国憲法に政教分離などあるはずがない。あるのは、「政と教団の分離」「国と特定宗教の分離」のみなのである。さて、天皇論に返ってみよう。と言っても、最早結論は出た。皇室が行う一切の神道的儀式は、宗教活動（宣教や折伏^{しやくふく}（他宗教を否定、廃し、自宗教のみが正しいとする考えを物理的精神的に押し付ける行為）などを謂う）とは微塵も言い難く、そもそも政教分離原則など存在しないのであるから、日本国憲法にて保障された信仰の自由に基づき、皇室の2600年続く伝統的儀式は永遠に肯定されるのである。むしろ、これらを行わせない事は、憲法第1条によって定められた伝統に基づく天皇を奉戴する日本国民の義務を蹂躪する事になる。更に言えば、仮に憲法第20条で政教分離原則が定められていたとしても、憲法第1条を否定する要因にはなり得ない。

以上、伝統的な視点と法律的な視点で、女帝論に就いて論じてきた。ここまでお読みいただければ、もう皆様もお分かりであろう。「現代に於て、女系天皇はおろか、女性天皇

すらその即位は困難であり、また不可能である」。この事を肝に銘じ、決して左翼の甘言や右翼の無知に惑わされてはならない。

<結文>

缺史八代等の古き時代に就きてや、左翼共の騒ぎし「天皇の人權」^{rights of man of the Emperor}（例：職業撰擇の自由）、伊弉諾神・伊弉冉神の國産みに見らるる女性先導の禁忌凶事祝（不具の子、水蛭子・淡嶋）や、女帝に^{みかど}熟せぬ皇室神道儀式に就きて等、餘り多く調べられず、發表に纏められなかつた事は、非常に残念である。然し、世界的に見ても類稀なる公平無私の天皇陛下と皇室の素晴らしさを再確認出來、且、其れを皆に傳ふ事が出來た爲、私は非常に満足爲てゐる。^{すめらみくに}皇國を統治される陛下の御姿勢は、單に臣民と國土を權力統治する^{うしはく}のでは無い、優しさと慈しみに溢れたものである事が見て取れるのだ。私は、此の美しき^{すめらみくに}皇國に生まれし事を皇祖神に感謝申し上げる。

斯の發表の成功に甘んずる事無く、今後も智識を深め、^{すめらみくに}皇國に住まふ臣民と爲ての責務を果たさんと爲、又、是を聴きし皆がさう成らん事を欲す。此の發表が皇室と^{すめらみくに}皇國の益益の^{いやさか}弥榮と繁榮に繋がらん事、洗脳されし赤赤き友人諸君を助くる事と成らば幸ひと思ふ。

<参考文献>

皇室入門 渡部昇一／飛鳥新社

悠仁天皇と皇室典範 中川八洋／清流出版

面白すぎる日本神話と古代史の謎 武光誠／リイド社

日本史B（文科省検定教科書） 青木美智男ほか／三省堂

新しい歴史教科書（ ） 藤岡信勝ほか／扶桑社

ウィキペディア <http://ja.wikipedia.org/wiki/>

女帝論 http://www004.upp.so-net.ne.jp/saitohsy/ashizu_joteiron.html

天皇代数対応表 <http://homepage1.nifty.com/gyouseinet/history/koushitsu/DaisuHikaku.htm>

櫻井よしこブログ <http://blog.yoshiko-sakurai.jp/>

とりかご <http://d.hatena.ne.jp/torix/>

草莽崛起— PRIDE OF JAPAN — <http://prideofjapan.blog10.fc2.com/>

我輩は猫の毛である（ブログver. <http://nekonoke.blog.shinobi.jp/>

BanseIkkei <http://www.geocities.jp/banseikkei/>

皇室のきょうかしょ

<http://www.fujitv.co.jp/takeshi/column/takedatsuneyasu/takedatsuneyasu01.html>

次頁巻末附録「天皇皇位継承図」は、「お世継ぎ」（平凡社 八幡和郎著）を出典として、上記「皇室のきょうかしょ」に掲載されているものを転載させていただきました。

天皇家皇位継承図

() は北朝
☐ ○ は天皇以外

- ①神武
- ②懿靖
- ③安寧
- ④威徳
- ⑤孝昭
- ⑥孝安
- ⑦孝靈
- ⑧孝元
- ⑨開化
- ⑩崇神
- ⑪垂仁
- ⑫景行

